

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六三の三	七	九・六	二、三三〇
			二、五〇〇

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
七	九・六	四・六	三三七、四五〇
			三六一、六二〇

山口県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月七日

土地改良区の名称
防府市大道土地改良区

認可年月日
平成一八、二、二四

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成十八年三月七日

土地改良区の名称
防府市大道土地改良区

施行地区
東大畠一地区

事業の種類
ため池の整備

認可年月日
平成一八、二、二四

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十八年三月七日

一 保安林予定森林の所在場所

- 美祢郡秋芳町大字嘉万字新立四六七、四七四の一、四七五の一、四七六、字奈良郷四八二の一、四八四の一、四八四の三、四八五、四八六の一、字円ヶ迫四九三、四九五の一、四九六の一、四九六の三、四九六の九、四九七の一、四九七の三、四九八の一、四九八の三、字心神埜五〇〇の一、五〇〇の四、五〇一の一、五〇一の三、五〇三の一、字植山五三〇の一、五四〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

山口県知事 二井 関 成

2 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所
萩市大字上小川東分字田添西平四四、四九から五一まで、五三、五四、五七、一〇六一、二七五の一、二七五二から二七五五まで、二七六一、二七九六、二七九七、字新開二七九五、二七九九、二八〇〇、二八〇二の一、二八〇三の一、大字紫福字羽座五一九、五二〇、五二二、五二五、五二七

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字上小川東分字田添西平四四、四九から五一まで、五三、五四、五七、一〇六一、二七五の一、二七五二から二七五五まで、二七六一、大字紫福字羽座五一九・五二〇・五二二・五二五(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次ののとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。
平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 所	人 氏 名	合
下関市西部加入区	下関市安岡本町一丁目六番二号	石川 信雄	山口県漁業協同組合	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
"	"	一〇番一〇号	濱尾 清隆	山口県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
下関市西部加入区	平成十八年三月七日から同月二十二日まで	山口県漁業協同組合

山口県告示第百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画臨港地区を変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画公園を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市開発部都市計画課に備

え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画公園五・五・四百一永源山公園
- 二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南都市計画道路事業三・四・四百十六大神線
周南都市計画道路事業三・四・四百十七中溝線
- 三 事業施行期間
平成十一年五月十八日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
周南市新堤町及び河内町

山口県告示第百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 下松市大字末武上字古所一九二一の七	幅 (メートル) 四・〇～四・一	延 (メートル) 七五・八	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 三二三・五三
-----------------------------	------------------------	---------------------	-------------------------------------



(二三五) 一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を実施します。

平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称
収納データ等のパンチ入力業務
- (二) 業務の予定数量
年間五千二百十二万文字
- (三) 業務の内容等
入札説明書による。
- (四) 履行期間
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間
- (五) 納入場所
山口県地域振興部情報企画課
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)に基づく資格審査において、業務の委託の特A又はAの等級に格付されている者であること。

(四) 六十万タッチ(ペリファイを含む。)のデータの成果品を三時間以内に納入できること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成十八年三月二十四日午前十時

五 入札保証金

入札見積金額の百分の五以上

六 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(三) 郵便又は電信による入札

(四) 記名押印のない入札

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

七 その他

(一) 落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札説明書は、平成十八年三月七日から同月十七日までの午前九時から午後五時までの間、山口県地域振興部情報企画課において交付する。

(三) 当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、

山口県出納局会計課に申請書を提出すること。

(四) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二二六七八)に問い合わせること。

(一三六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営地家室地区農地保全整備事業

二 工事完了の時期

平成十八年一月三十一日

(一三七) 県営平原地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営平原地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営平原地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年三月八日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(一三八) 獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定

獣医療法(平成四年法律第四十六号)第十一条第一項の規定により、次のとおり獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めました。

平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関成

一 獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の内容

縦覧に供する山口県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画のとおり
 二 縦覧の場所
 山口県農林部畜産課及び各家畜保健衛生所

(二三九) 平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。
 なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせま

す。
 平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

区分	科目		日 時
	製設 図計	学 科	
二級建築士 試験	製設 図計	学 科	平成十八年七月二日(日曜日) 午前十時から午後五時十分まで 平成十八年九月二十四日(日曜日) 午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士 試験	製設 図計	学 科	平成十八年七月二十三日(日曜日) 午前十時から午後五時十分まで 平成十八年十月八日(日曜日) 午前十一時三十分から午後四時まで

- 二 試験の場所
 山口市秋穂二島一〇六一
 山口県セミナーパーク
- 三 試験の科目
 (一) 学 科
 建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規
- (二) 設計製図
 受験資格
- 四 建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受験申込書の受付期間、受付場所及び受付時間

(一) 受付期間

平成十八年四月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)まで(郵送の場合は、平成十八年四月十四日までの消印のあるものは、有効とする。)

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号
 山口県建築士会館会議室

(三) 受付時間

午前十時から午後四時まで

六 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り郵送でもよい。

郵送の場合は、必ず書留速達とし、封筒の表に「二級建築士試験」又は「木造建築士試験」と朱書して、山口県建築士会あてに送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十八年四月一日午前十時から同月七日午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

平成十八年九月五日(火曜日)ころ

(二) 最終合格者

平成十八年十二月七日(木曜日)ころ

九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成十八年四月三日(月曜日)から同月十四日(金曜日)まで次の場所において行う。

配布場所	所在地
社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号

社団法人山口県建築士会岩国支部 社団法人山口県建築士会新南陽支部 社団法人山口県建築士会防府支部 下関市都市整備部建築指導課 宇部市土木建築部建築指導課 萩市建設部建築課 下松市建設部土木建築課 光市建設部建築住宅課 光市建設部建築住宅課 長門市経済建設部建設課 柳井市建設部建築課 周南市都市開発部開発指導課 山陽小野田市建設部建築課	山口県建築士会館内 岩国市今津町一丁目一八番一号 株式会社松重建築設計事務所内 周南市中央町五番五号 社団法人周南市新南陽建設業協会内 防府市大字台道三六三五 多々良学園高等学校内 下関市南部町一番一号 宇部市常盤町一丁目七番一号 萩市大字江向五一〇 下松市大手町三丁目三番二号 光市中央六丁目一番一号 長門市東深川一三三九の二 柳井市南町一丁目一〇番二号 周南市岐山通一丁目一 山陽小野田市日の出一丁目一番一号
--	---

(一) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二―二四五―八〇五五)にすること。

(二) 設計製図の課題は、平成十八年六月二十一日(水曜日)ごろから財団法人建築技術教育普及センター各支部及び社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。

(二四〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年三月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字長田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩国市麻里布町一丁目七番二―一〇二号
 エーブルホーム株式会社

平成十八年三月七日印刷
平成十八年三月七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）